要介護認定の更新をされる皆さんへ
要介護度が変わっても更新前の介護度を選ぶことができます

平成21年4月から、要介護認定の方法の見直しが行われましたが、今回の見直しにより「軽度に認定されるのではないか」等の指摘があったことを受け、厚生労働省では、利用者・家族の代表や専門家による「検証・検討会」を設け、見直し後の要介護認定の方法について検証されることになりました。

このようなことから、利用者に引き続き安定的にサービスをご利用いただくために、「検証・検討会」の結果が出るまでの間、更新前の要介護度とするご希望があれば、介護認定審査会において更新前の要介護度と異なる結果になった場合であっても、更新前の要介護度のままにすることが可能となる経過措置が設けられることになりました。

経過措置の対象者について

平成21年4月1日以降に、要介護（要支援）認定の更新申請をされた方

※新規申請及び区分変更申請の方は対象外です。

経過措置の期間について

「検証・検討会」の結果が出るまでの間とされており、現時点では未定です。

更新申請者の希望の確認方法について

平成21年4月1日以降に申請をされていた方については、居宅介護支援事業所・介護保険施設等やケアマネージャーを通じ、希望の確認をさせていただいておりますが、認定有効期間が平成21年7月末以降の更新申請の方については、更新申請の勧奨通知の発送の際に「経過措置希望調書」を同封させていただきます。

希望の選択肢について

次のとおりの選択肢がありますので、「経過措置希望調書」にご記入のうえ、訪問調査の際に、調査員に提出していただきますようお願いします。

(1)経過措置の必要なし（今回認定される要介護度でよい）

(2)経過措置の必要あり（従来の要介護度のままを希望する）

①従来より軽度になった場合、従来の要介護度に戻す（重度になった場合はそのままでよい）

②従来より重度になった場合、従来の要介護度に戻す（軽度になった場合はそのままでよい）

③従来より軽度になっても重度になっても、従来の要介護度に戻す

経過措置を希望した場合の認定の有効期間について

要介護更新認定の有効期間と同様であり、状態としての安定度により更新認定の場合は、6カ月、12カ月、24カ月のいずれかに判定されます。

問い合わせ　保健福祉課高齢者福祉係　☎46-5113

町職員募集
（保育士・任期付研究員）

町では、保育士及び任期付研究員を募集します。

【保育士】

◇試験区分・採用予定人数
中級（短大卒業程度）…1名

◇受験資格　昭和58年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者または平成22年3月末日までに取得する見込の者

◇試験日及び会場
第1次試験　7月26日（日）午前10時～（受付：午前9時）
仙台市青葉区上杉1丁目2-3
宮城県自治会館
第2次試験　8月下旬
（第1次試験合格者に通知）

◇受付期間　6月1日（月）～6月26日（金）
平日の午前8時30分から午後5時15分までの受付。郵送申込みの場合は当日必着。

◇採用予定年月日　平成22年4月1日

【任期付研究員】

◇採用職種・採用予定人数
任期付研究員（任期3年）…1名

◇受験資格
①昭和49年4月2日以降に生まれた者
②沿岸域の海洋生物に関する生態学的もしくは分類学的な研究業績を有し、野外における調査研究の計画立案・実施において、十分な能力を有する者
③研究の業務に関連した大学院博士課程を修了している者及びこれに相当する経歴を有する者

◇試験の種類等
第1次試験　書類による選考
（履歴書・論文等）
（6月下旬までに結果通知）
第2次試験　面接試験（6月下旬から7月上旬に実施）

◇受付期間　5月18日（月）～6月19日（金）
平日の午前8時30分から午後5時15分までの受付。郵送申込みの場合は当日必着。

◇採用予定年月日　平成21年7月15日

※タクゾー博士として親しまれ、テレビ出演等で南三陸町の知名度向上に大きく貢献した阿部拓三研究員の任期満了に伴い、新たに研究員を募集するものです。詳しい内容は、町のホームページでご覧になれます。

申し込み問い合わせ　〒986-0792
南三陸町志津川字塩入77
総務課人事係　☎46-1370

児童手当の現況届を受付します

児童手当の現況届は、養育の状況及び平成20年中の所得などについて確認するもので、毎年6月に提出することになっています。届出をしないと、受給資格があっても6月以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに手続きをしてください。

なお、対象者には個別に通知しますので、内容をよく確認のうえ提出してください。

現況届に必要なもの

●保護者の健康保険証と印鑑
※保護者が厚生年金に加入している場合は、健康保険証の写しを提出してください。
●18歳未満の別居している児童がいる場合は、児童の住民票謄本
●平成21年1月2日以降に転入された方は、前住所地の市町村が発行する「平成21年度児童手当用所得証明書」

問い合わせ　町民税務課医療給付係　☎46-1373
歌津総合支所町民福祉課　☎36-3923

日　時	場　所	対象行政区
6月10日（水） 午前9時～正午	入谷公民館	入谷地区（一区を除く）
6月10日（水） 午後1時30分～4時30分	戸倉公民館	戸倉地区
6月11日（木） 午前9時～正午 午後1時～4時30分	歌津保健センター	歌津地区
6月12日（金） 午前9時～正午	志津川保健センター	志津川地区の次の行政区 林・大久保・保呂毛・田尻畑・中瀬町・廻館・旭ヶ丘・小森・八幡町・汐見・南町・十日町・五日町 入谷一区
6月12日（金） 午後1時～4時30分		志津川地区の上記以外の行政区

地球温暖化防止と省エネのため

6月から

ノーネクタイ
ノー上着
で仕事をします

町では、夏季期間の省エネ対策の一環として、例年7月から9月まで実施しているノーネクタイ・ノー上着及び冷房中の室温の28度設定を1カ月早めて、6月1日から実施します。また、年間を通じて実施している、昼休み時間の一斉消灯及びパソコン等の適切な電源管理等による電力消費の軽減も引き続き実施しますので、町民皆さんのご理解をお願いします。

なぜなにシリーズ③
エコのコツ

今月は、「環境の日」と「環境月間」についてお知らせいたします。
なぜなにシリーズは、ごみの減量と3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に努めるとともに、限りある資源を大切に使い、身近なところから環境全般についてみんなで考えるシリーズです。

◎「環境の日」…1972年6月5日からストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められたものです。国連ではこの日を「世界環境デー」と定め、日本では1993年に制定された環境基本法によって環境の日が定められています。

◎「環境月間」…日本では、6月の1カ月間を環境月間として、全国でさまざまな環境に関する行事や取組が行われています。環境に保全活動の普及や啓発活動を通じて一人ひとりが環境に関心と理解を持つことを目的に環境月間が設けられました。

レジ袋の削減にご協力ください

6月1日からレジ袋の有料化がスタートします。
お買い物をする際は、マイバックや風呂敷を持ってレジ袋の削減にご協力ください。

町内の実施店舗
ウジエスーパー志津川駅前店

6月は環境月間です
ごみの減量と3R（リデュース・リユース・リサイクル）にご協力ください。

ごみを減らす（リデュース）

繰り返し使う（リユース）

資源にもどす（リサイクル）

※廃棄物全般や環境について、このコーナーで取り上げてもらいたいことがありましたら、環境対策課までご連絡ください。

◇問い合わせ　環境対策課　☎46-5528　FAX46-5529
Eメール　s-kanri@town.minamisanriku.miyagi.jp